令和4年村上市教育委員会3月定例会会議録

- 日 時 令和4年3月22日(火)午前9時30分 開会
- 場 所 村上市朝日支所 2階 第1会議室
- 出席委員

遠 藤 友 春 教育長

横 山 吉 夫 委員(教育長職務代理者)

大 滝豊委員板 垣 英 樹委員小 川 涼 子委員

○ 欠席委員なし

○ 出席した事務局職員

学校教育課長 渡辺律子 学校教育課 管理主事 仙 田 満 学校教育課 指導主事 鈴木健史 IJ 指導主事 髙 橋 健 参事 今 井 雅 仁 教育総務室長 船山幸文 生涯学習課 社会教育推進室長 太田秀 哉 IJ スポーツ推進室長 倉 松 淳 志 吉 井 雅 勇 文化行政推進室長 教育情報センター長 大 倉 佳 代 加藤 村上教育事務所長 渉 荒川教育事務所長 百 武 靖 之 神林教育事務所長 田村富夫

○ 欠席した事務局職員

 生涯学習課長
 大 滝 寿

 朝日教育事務所長
 本 間 憲 一

 山北教育事務所長
 本 間 宏

○ 書 記

学校教育課 参事

今 井 雅 仁

- 会議に付した議件等
 - ・会議録署名委員の指名について
 - ・2月定例会会議録の確認について
 - ・2月臨時会会議録の確認について
 - ・報第12号 一般報告事項について
 - ・議第29号 村上市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則制定について
 - ・議第30号 村上市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定について
 - ・議第31号 村上市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程制定について
 - ・議第32号 村上市立学校臨時休業に伴う昼食費補助金交付要綱の一部を改正する要 綱制定について
 - ・議第33号 スケートパーク整備等庁内検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱制 定について
 - ・議第34号 第2期村上市スポーツ施設整備計画の承認について

遠藤教育長 午前9時30分開会宣言

遠藤教育長 ただいまより令和4年3月定例会を開会します。

遠藤教育長 今年度最後の定例教育委員会となりました。

3 学期に入り、児童生徒、教職員あわせて 130 人以上の新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生し、多くの学校で臨時休業や出席停止等の措置を取らざるを得ない状況となりました。当たり前の日常生活が貴重であり、学校が子どもたちの成長に大きく寄与していることの大切さを実感してもらうことのできた 1 年だったのではないでしょうか。各学校には、子どもたちの充実した学校生活の保障と、感染拡大防止に向けた取組の両立に努めていただいたことと感謝しております。

また、生涯学習の推進においても、多くの学びの活動に制限がかかり、職員は今できることを最大限保障してやるための努力をしてくれたことと思っております。来年度はこれまでの多くの知見を踏まえながら、コロナ禍を上手に恐れつつ、子どもたちや市民の活動を保障してやることができるよう取り組んでいかなければならないと考えます。本日は、議第34号「第2期村上市スポーツ施設整備計画の承認につ

いて」が協議題にありますが、村上市スポーツ推進審議会で十分検討

していただいた今後 5 年間の施設整備計画です。委員の皆さまからも ご意見をいただきたいと思います。

最後に、2月22日の令和4年村上市議会第1回定例会で、板垣教育 委員さんと私の再任の同意をいただきましことをご報告させていただ きます。それでは、板垣委員さんからご挨拶をお願いします。

板垣委員

保護者の立場であったときよりも、教職員の方々が大変であると感じました。先生たち、もう少し出来るのではと思っていましたが、立場見方が変わると大変であることが分かりました。今後もよろしくお願いいたします。

・会議録署名委員の指名について

遠藤教育長 それでは、会議録署名委員を指名させていただきたいと思いますが、 よろしいでしょうか。

遠藤教育長会議録署名委員は、大滝委員と小川委員にお願いします。

・2月定例会会議録及び2月臨時会会議録の確認について

遠藤教育長 2月定例会会議録及び臨時会会議録について確認します。各委員に

は自分の発言が漏れていないか、表現が違わないか確認していただき

ます。学校教育課長報告をお願いします。

学校教育課長 会議録の概要について説明する。

遠藤教育長 2月定例会及び臨時会会議録について何かございますか。

(質問等なし)

2月定例会及び臨時会会議録は確認されました。

・報第12号 一般報告事項について

遠藤教育長 報第12号について上程します。

最初に私から、一般報告事項を報告させていただきます。

2月18日、教育委員会定例会及び臨時会が開催されました。3月2

日、岩船中学校の卒業式に参加しました。9日、指導主事会議が開催されました。10日、市校長会議が開催されました。11日、臨時市校長会議本が開催されました。15日、村上市スポーツ推進審議会が開催されました。16日、村上市奨学生選考委員会に出席しました。本日、教育委員会定例会が開催されております。以上、報告させていただきました。

学校教育課長 学校教育課の一般報告事項等について報告する。

社会教育推進室長 社会教育推進室の一般報告事項等について報告する。

スポーツ推進室長 スポーツ推進室の一般報告事項等について報告する。

文化行政推進室長
文化行政推進室の一般報告事項等について報告する。

教育情報センター長 教育情報センターの一般報告事項等について報告する。

遠藤教育長
それでは学校教育課、生涯学習課の報告事項について質疑等があり

ましたらお願いします。

横山委員 辞令交付式に関して29日と4月1日、両日辞令の方々の名簿を我々

教育委員にいただけるようお願いします。

遠藤教育長
そのようにさせていただきます。

遠藤教育長その他、ご意見ありましたらお願いします。

(質問等なし)

遠藤教育長
それでは一般報告事項は了承されました。

・議第29号 村上市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則制定について

遠藤教育長 次に、議第29号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長 いわゆるALTですが、就業規則は、各自治体が決めることとなっ

ておりますが、一般財団法人自治体国際化協会が、規則(案)を示し

ております。今回、人事院規則改正に合わせまして、統一の規則案が示されましたので、村上市の規則についても改正をするものです。改正の内容は特別休暇に関するもので、不妊治療のための休暇の休暇等を新たに制度化しております。また、産前休暇と産後休暇を、有給に変更するものです。その他改正に併せ、号のずれの対応、要件の追加、表現の統一をはかった改正となっております。

遠藤教育長 ご意見ありましたらお願いします。

(質問等なし)

遠藤教育長 それでは、議第29号について承認されます方は挙手をお願いいたし

ます。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第29号は承認されました。

・議第30号 村上市教育委員会組織規則の一部を改正する規則制定について

遠藤教育長 次に、議第30号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長 成人年齢が、引き下げされることに伴い、規則の変更を行うもので

す。分掌事務(3)が成人式に関することとなっておりますが、20歳 の祝賀記念に関することに文言の改正を行い、18歳での成人式ではな

く、20歳の時に記念式典を実施するものです。

遠藤教育長ご意見ありましたらお願いします。

横山委員 成人式については、市町村で定めていますか。

社会教育推進室長 そのようになっております。

横山委員 他の市町村は、いつ式の対象となるのか。

社会教育推進室長 新潟県内の式典実施は、20歳を迎えるとき、もしくは21歳になると

きです。北日本では 21 歳を迎えるときの実施が多いものの、全国的な傾向としては 20 歳を迎えるときに実施していることが、先般の調査で明らかになっております。なお、全国で 18 歳で成人式を実施する自治

体は、5市町村程度だったかと思います。

当市でも 18 歳実施を検討させていただいたが、大学進学率が高くなっていることを考慮し、18 歳の夏場、冬場に式典を実施することは、対象者に混乱を来すだろうということで、20 歳での実施を変更しないこととしました。

横山委員 そういう自治体もあるということですね。

ありがとうございました。

遠藤教育長その他、ご意見ありましたらお願いします。

(質問等なし)

遠藤教育長 それでは、議第30号について承認されます方は挙手をお願いいたし

ます。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第30号は承認されました。

・議第31号 村上市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規則制定について

遠藤教育長 次に、議第31号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長 財政担当課が、企画財政課でしたが、4月1日から財政課に改めら

れることから、今回関連の箇所を改正するものです。

遠藤教育長ご意見ありましたらお願いします。

(質問等なし)

遠藤教育長 それでは、議第31号について承認されます方は挙手をお願いいたし

ます。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第31号は承認されました。

・議第32号 村上市立学校臨時休業に伴う昼食費補助金交付要綱の一部を改正する要

綱制定について

遠藤教育長 次に、議第32号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長 令和2年学校の長期休業時に、就学援助を受けている世帯のみにつ

いて、給食費の補助を行った事業ですが、令和3年度4月に休業が続いたのを受け、令和3年度もこの要綱により補助金の交付を実施してきたところです。その際に、実績に応じ、規則の中において市長が定めるという取扱いにして、令和3年度は申請をもらわず交付しました。令和4年度も同様の支給を行うべく要綱を改正します。また、臨時休業期間の文言も改正します。

遠藤教育長 ご意見ありましたらお願いします。

横山委員 新要綱では、新型コロナウイルス感染症の影響とありますが、他の ウイルス感染の場合、補助対象となりますか。

学校教育課長 新型コロナウイルス感染症に限定しております。インフルエンザ等 で休業した際には補助はありません。

遠藤教育長 その他、ご意見ありましたらお願いします。 (質問等なし)

遠藤教育長 それでは、議第32号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第32号は承認されました。

・議第33号 スケートパーク整備等庁内検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱制 定について

遠藤教育長 次に、議第33号について上程します。説明をお願いします。

スポーツ推進室長 令和4年度の行政組織改正によるものです。

遠藤教育長 ご意見ありましたらお願いします。 (質問等なし)

遠藤教育長 それでは、議第33号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

ありがとうございました。議第33号は承認されました。

・議第34号 第2期村上市スポーツ施設整備計画の承認について

遠藤教育長 次に、議第34号について上程します。説明をお願いします。

スポーツ推進室長 第2期の計画が平成25年度から令和2年度までの期間となっており、

計画期間が満了していることから新たな計画の承認をお願いするもの

です。

遠藤教育長 ご意見ありましたらお願いします。

横山委員 21 ページに市スポーツ施設地域別一覧が掲載されていますが、小体

育館にも学校施設開放体育館にも記載されていない、最近閉校になった学校の体育館があります。旧平林小学校、神納東小学校、塩野町小

学校、三面小学校が記載されていませんが、なぜですか

スポーツ推進室長 学校開放をしていないので、掲載しておりません。

横山委員
それは廃校になったので承知しています。

社会教育推進室長 今、委員の質問された学校は、廃校後、用途が未定となっている学

校です。整備計画に記載されているものは、条例上記載されている体 育施設と規則に基づいて開放している学校開放しているのみとしまし

た。用途が決まっていない廃校した学校は掲載していません。

遠藤教育長 整備計画に記載されている廃校後の体育館は、上海府体育館と平林

体育館です。いずれも学校開放に社会教育施設として位置づけており

ますので記載しております。

横山委員 用途が決まっていない施設なので、記載されていないのは理解でき

ますが、整備計画に掲載されていなくても体育館は存在します。そのことについて、今後5年程度を目途にいかに整備していくかというこ

とを考えれば、当然記載すべきと思います。

社会教育推進室長 今後、神納東小学校が子育て支援施設に転用されます。また他の廃

校後の体育館につきましても、様々な用途を検討している状況です。

よって、教育委員会が体育施設の対象としませんでした。

遠藤教育長

今回、学校施設を含むと記載がありますが、この学校施設というのは、現在、校舎として利用している学校の施設が対象です。廃校となった学校の校舎は、生涯学習課所管でなく、学校教育課所管の施設であり、今現在スポーツ施設にすることが決定していませんので、整備計画に掲載していないと理解しています。また必要に応じて、体育館として利用方法が決定されるならば、整備計画の対象となることをご理解いただけませんでしょうか。

横山委員

実態は分かっていたのですが、整備計画の対象として記載されていないことは、学校開放施設の対象でもなく、小体育館の対象でもないことになり、今後教育委員会と関連部署で検討していくという方向性がここに示される必要性があるのではないでしょうか。

社会教育推進室長

施設の整備計画としては明文化されていませんが、現在、学校跡地 利活用検討委員会にて検討しており、委員会にて体育施設として利用 することが決まれば、この計画の中に、新規に追加されるというご理 解でお願いしたいと思います。

横山委員

審議会の中で、廃校になったばかりの学校について協議はしていな のですか。なぜ、協議をしなかったのですか

遠藤教育長

地元の方からの要望もございませんでしたが、平林中学校、上海府小学校は体育館として利用したいと要望がありました。その他の廃校となった学校は要望がなかったので、スポーツ推進室としては、新たな施設を増やすということは原則として検討しておりません。体育館としての利用の強い要望があれば、新たに対象とすることもあるかもしれませんが、要望がない現時点ではこの計画に、新たに対象とするものではないと思っております。

横山委員

廃校になった学校の利活用については、各学校の地域の区長等に、 要望の伺いがあったと聞いている。また、その取りまとめもしている はずだが、今要望がなかったからという理由ですが、要望を取りまと めていないということですか。

学校教育課長

今後どう利活用するかということについては、区長さんを含めた話 し合いを行っておりますが、体育館として要望はなかったということ になります。

横山委員

例えば、旧神納東小学校は、旧校区に複数の地区があり合同での運動会で、体育館を使っています。他地域も、廃校となった学校を使って色々な行事をしています。その行事を存続させるために、体育館を使わせてほしいというような要望はないのですか。

学校教育課長

今までのコミュニティの中での体育館等の使用を妨げている訳では ありませんが、通年を通して体育施設として使うということについて は、要望がないということです。

横山委員

スポーツ施設という限定での整備計画ですし、まだ用途について検討中という理由で、整備計画の記載対象にならないことがおかしいのではないでしょうか。審議会の答申にも地域住民への説明を行うようにと記載されています。旧塩野町小学校が民間に払い下げになるのではとの話も聞こえており、今後どのような用途として進めるのか、不明な点も多いです。

遠藤教育長

廃校した学校の体育館の利活用について、本市の学校跡地利活用計画検討委員会で地域からの要望や企業からの要望を受けたりして、その都度検討しています。現在、旧平林小学校の跡地がドローン操作の訓練の一部として、体育館、グラウンドを活用しています。このように、スポーツに限らず利活用を促しておりますので、旧平林小学校は、スポーツ施設整備計画とは関係するものではないと思います。学校跡地を市民に閉ざしている訳でもない。要望を承ることは、現在も継続しています。

横山委員

スポーツに限定した整備計画ですので、ここに全て記載する必要はないのかもしれないが、ドローンの利活用はどこにも記載されていません。スポーツとしての利活用でないから対象としないのではなく、スポーツ以外の用途で利活用をしていることも記載しても良いのではないでしょうか

遠藤教育長

この整備計画に記載されていませんが、廃校となっている校舎、体育館等の施設の利活用に関するアイデアというのは、市民、企業等に利用を促すような方向で募集していかなければならないと思っておりますし募集しております。それが教育委員会だけで実施しているので

はなく、企画財政課等とも協力しながら、市を挙げて取り組んでおります。 そのことを、周知するよう努めてまいりたいと思います。

横山委員

ありがとうございました。廃校となった学校について企画財政課に 一旦移管されるのでしょうか。

遠藤教育長

教育委員会所管です。

学校教育課長

旧神納東小学校の体育館は、子育ての支援施設として検討を進めてきており、体育館は、令和4年度から、屋内遊び場として利用しますので、こども課へ所管替えを行います。またその他の施設についても、利活用が決まった時点で、担当部署へ所管替えしていきます。利活用が決まっていない期間は、教育委員会が所管していきます。旧上海府小学校、旧平林中学校の体育館は、スポーツ施設としての利用が決まったとき、学校教育課から生涯学習課への所管替えしています。

横山委員

整備計画に記載されていない廃校した学校については、今も所管と しては教育委員会でしょうか。

学校教育課長

学校教育課です。

横山委員

そういう意味からも、整備計画に載せる必要があるのではとないか と思い質問しました。

学校教育課長

廃校となった学校は、条例には施設として明記されておりません。

横山委員

先般、旧神納東小学校の体育館には遊具が設置されることが市報に て周知されていました。そのことを知らない周辺住民も多い。今後、 旧神納東小学校体育館を利用して運動会を行う予定もあります。今後、 運動会は出来ないのではないでしょうか。

遠藤教育長

広報による周知を徹底していない面もあったのかもしれませんが、 地域住民の皆様に混乱が生じないようにしていかなければならないと 思います。

横山委員

ありがとうございました。

もう一点、きれい館にプールがありますが、教育委員会の管轄では

なく、指定管理者がまほろばになっています。指定管理となっている 施設については、全く市として関与しないのか、それとも市と連携し ながら運営しているのですか。

社会教育推進室長 きれい館のプールにつきましては、スポーツ施設ではなく、観光交 流レジャー施設ですので、所管は観光課になっております。指定管理 となっていますが、市の施設ですので、施設の不具合等あったときは、 市と協議の上、修繕しております。

横山委員

例えば社会教育課、学校教育課がプールを利用したいとき、教育委 員会経由ではなく、観光課経由にて申請になりますか。

社会教育推進室長

その事業の内容次第となります。広く一般に利用者を募った上で、 減免が必要な場合には、それぞれ担当課から申請することになります。

横山委員

分かりました。

遠藤教育長

例えば荒川地域の市営ゴルフ場等をスポーツ施設として位置付けて います。観光課が所管ですがスポーツ機能のある施設として、整備計 画に記載しています。この施設整備計画は、教育委員会が所管する施 設が対象ですので、教育委員会以外が所管するスポーツ機能のある施 設として位置付けておりますが、今後の計画については対象外ですの で、きれい館も含めて整備計画には謳ってはいません。

横山委員

所管が違うのは分かりますが、なぜ整備計画の対象としないのですか。 生涯スポーツとしての対象施設と捉え、市全体としての施設整備計画 ということを考えれば、みどりの里のプールについても、整備計画の 対象として、今後の方向性を検討する必要はないのですか。

社会教育推進室長

市の公共施設マネジメントプログラムを検討中であり、各課所管替 えする施設の方向性について検討もしくは所管替えを実施しています。 その中で、スポーツを重点化する施設があれば、当然生涯学習課に移 管されることもあります。

横山委員

質問やお願いを申し上げましたが、今後検討していただければと思 います。

遠藤教育長

公共施設マネジメントプログラムをどう推進していくかという視点で、教育委員会としてスポーツ施設整備計画に則り、整備を進捗していくために作成しているということで、ご理解いただけませんでしょうか

大滝委員

災害が起きたときへの防災意識が高まっている現状、現在利活用されている体育館を含めて、防災施設としても考える必要があると思う。 防災のための備蓄所や避難所としての機能を高める整備を行っていく という視点もあるのではないかと思う。関連する部署が関わって整備 をしていくという協議がなされなくてはならないと思います。

スポーツ推進室長

防災に関することは、危機管理室が担当になるので、最終的な判断は 総務課になると考えます。

大滝委員

例えば旧神納東小学校に遊具を設置すると、避難所としての機能を 考えたときに弊害となると考えると、関係部署の横断的な連携により 整備していかなくてはならないと思います。

遠藤教育長

今言われたことも含め十分検討して、災害時の避難所になりうるように整備していきます。旧神納東小学校の体育館の遊具は、固定せず、 移動可能となっております。

板垣委員

23 ページに施設の利用状況の人数が記載されています。この人数とは、部活動で利用している生徒は、対象外ですか。

スポーツ推進室長

部活動で利用している生徒も、人数に含まれています。

板垣委員

室内を走るとき、神林体育館は便利ということも聞いています。村 上体育館は走路がなく、将来的に建て替えるときがあったら走路を設 けて欲しいと思います。

スポーツ推進室長

村上体育館には走路はないけれど、ランニングマシーンを設置しています。

遠藤教育長

総合体育館の耐震化及び大規模改修を優先していかなければいけないと考えて整備計画では位置付けています。

遠藤教育長	それでは、議第 34 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) ありがとうございました。議第 34 号は承認されました。
遠藤教育長	予定された議案について全て審議終了しましたが、その他あります でしょうか。
遠藤教育長	次回定例会の予定をお願いします。
学校教育課長	4月26日火曜日の午前9時30分から、朝日支所2階第1会議室にて4月定例会を開催したいと思います。よろしくお願いします。
遠藤教育長	各委員に確認し、全員了承する。
遠藤教育長	以上をもちまして、令和4年村上市教育委員会3月定例会を終了します。
	午前 10 時 40 分閉会
以上、会議ので	ん末を承認し、署名する。
	教 育 長
	会議録署名委員

会議録署名委員